

現 行	変 更 案																								
(1) 利用者支援事業 ・・・略・・・ (1-1) 基本型・特定型 ・・・略・・・ (1-2) 母子保健型 <table><tr><td>事業内容</td><td>保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携を共に実施する事業</td></tr><tr><td>担 当</td><td>保健センター</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>2区域</td></tr></table> ・・・略・・・ (2) 地域子育て支援拠点事業 <table><tr><td>事業内容</td><td>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業</td></tr><tr><td>担 当</td><td>子育て支援課、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>6区域</td></tr></table>	事業内容	保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携を共に実施する事業	担 当	保健センター	提供区域	2区域	事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	担 当	子育て支援課、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室	提供区域	6区域	(1) 利用者支援事業 ・・・略・・・ (1-1) 基本型・特定型 ・・・略・・・ (1-2) 母子保健型 <table><tr><td>事業内容</td><td>保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携を共に実施する事業</td></tr><tr><td>担 当</td><td>母子保健課</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>2区域</td></tr></table> ・・・略・・・ (2) 地域子育て支援拠点事業 <table><tr><td>事業内容</td><td>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業</td></tr><tr><td>担 当</td><td>子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>6区域</td></tr></table>	事業内容	保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携を共に実施する事業	担 当	母子保健課	提供区域	2区域	事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	担 当	子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室	提供区域	6区域
事業内容	保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携を共に実施する事業																								
担 当	保健センター																								
提供区域	2区域																								
事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業																								
担 当	子育て支援課、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室																								
提供区域	6区域																								
事業内容	保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携を共に実施する事業																								
担 当	母子保健課																								
提供区域	2区域																								
事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業																								
担 当	子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室																								
提供区域	6区域																								

現 行	変 更 案																																				
(3) 妊婦健康診査 <table><tr><td>事業内容</td><td>妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業。健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施</td></tr><tr><td>担 当</td><td>保健センター</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>吹田市全域</td></tr></table> ・・・略・・・ (4) 乳児家庭全戸訪問事業 <table><tr><td>事業内容</td><td>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業</td></tr><tr><td>担 当</td><td>家庭児童相談課、保健センター</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>吹田市全域</td></tr></table> ・・・略・・・ (5-1) 養育支援訪問事業 <table><tr><td>事業内容</td><td>養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業</td></tr><tr><td>担 当</td><td>家庭児童相談課、保健センター</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>吹田市全域</td></tr></table> 。	事業内容	妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業。健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施	担 当	保健センター	提供区域	吹田市全域	事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業	担 当	家庭児童相談課、保健センター	提供区域	吹田市全域	事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	担 当	家庭児童相談課、保健センター	提供区域	吹田市全域	(3) 妊婦健康診査 <table><tr><td>事業内容</td><td>妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業。健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施</td></tr><tr><td>担 当</td><td>母子保健課</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>吹田市全域</td></tr></table> ・・・略・・・ (4) 乳児家庭全戸訪問事業 <table><tr><td>事業内容</td><td>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業</td></tr><tr><td>担 当</td><td>家庭児童相談室、母子保健課</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>吹田市全域</td></tr></table> ・・・略・・・ (5-1) 養育支援訪問事業 <table><tr><td>事業内容</td><td>養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業</td></tr><tr><td>担 当</td><td>家庭児童相談室、母子保健課</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>吹田市全域</td></tr></table>	事業内容	妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業。健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施	担 当	母子保健課	提供区域	吹田市全域	事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業	担 当	家庭児童相談室、母子保健課	提供区域	吹田市全域	事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	担 当	家庭児童相談室、母子保健課	提供区域	吹田市全域
事業内容	妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業。健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施																																				
担 当	保健センター																																				
提供区域	吹田市全域																																				
事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業																																				
担 当	家庭児童相談課、保健センター																																				
提供区域	吹田市全域																																				
事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業																																				
担 当	家庭児童相談課、保健センター																																				
提供区域	吹田市全域																																				
事業内容	妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業。健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施																																				
担 当	母子保健課																																				
提供区域	吹田市全域																																				
事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業																																				
担 当	家庭児童相談室、母子保健課																																				
提供区域	吹田市全域																																				
事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業																																				
担 当	家庭児童相談室、母子保健課																																				
提供区域	吹田市全域																																				

現 行	変 更 案																								
(5-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 <table><tr><td>事業内容</td><td>児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的として、市民への啓発やネットワーク構成員の専門性向上、関係機関間の連携強化など、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に取り組む事業</td></tr><tr><td>担 当</td><td>家庭児童相談課</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>吹田市全域</td></tr></table> (6) 子育て短期支援事業 <table><tr><td>事業内容</td><td>保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業</td></tr><tr><td>担 当</td><td>家庭児童相談課</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>吹田市全域</td></tr></table> (7) ファミリー・サポート・センター事業 ・・・略・・・	事業内容	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的として、市民への啓発やネットワーク構成員の専門性向上、関係機関間の連携強化など、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に取り組む事業	担 当	家庭児童相談課	提供区域	吹田市全域	事業内容	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	担 当	家庭児童相談課	提供区域	吹田市全域	(5-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 <table><tr><td>事業内容</td><td>児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的として、市民への啓発やネットワーク構成員の専門性向上、関係機関間の連携強化など、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に取り組む事業</td></tr><tr><td>担 当</td><td>家庭児童相談室</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>吹田市全域</td></tr></table> (6) 子育て短期支援事業 <table><tr><td>事業内容</td><td>保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業</td></tr><tr><td>担 当</td><td>家庭児童相談室</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>吹田市全域</td></tr></table> (単位：人日) (7) ファミリー・サポート・センター事業 ・・・略・・・ (単位：人日)	事業内容	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的として、市民への啓発やネットワーク構成員の専門性向上、関係機関間の連携強化など、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に取り組む事業	担 当	家庭児童相談室	提供区域	吹田市全域	事業内容	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	担 当	家庭児童相談室	提供区域	吹田市全域
事業内容	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的として、市民への啓発やネットワーク構成員の専門性向上、関係機関間の連携強化など、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に取り組む事業																								
担 当	家庭児童相談課																								
提供区域	吹田市全域																								
事業内容	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業																								
担 当	家庭児童相談課																								
提供区域	吹田市全域																								
事業内容	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的として、市民への啓発やネットワーク構成員の専門性向上、関係機関間の連携強化など、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に取り組む事業																								
担 当	家庭児童相談室																								
提供区域	吹田市全域																								
事業内容	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業																								
担 当	家庭児童相談室																								
提供区域	吹田市全域																								

現 行		変 更 案	
(8-2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）		(8-2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）	
事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
担 当	子育て支援課、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室	担 当	子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室
提供区域	6区域	提供区域	6区域

現 行	変 更 案												
(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）<table><tr><td>事業内容</td><td>保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の専用教室や余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業</td></tr><tr><td>担 当</td><td>放課後子ども育成課</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>36 区域（小学校区）</td></tr></table> ・・・略・・・ (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・・・略・・・ (13) 多様な主体の参入促進事業 ・・・略・・・	事業内容	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の専用教室や余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業	担 当	放課後子ども育成課	提供区域	36 区域（小学校区）	(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）<table><tr><td>事業内容</td><td>保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の専用教室や余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業</td></tr><tr><td>担 当</td><td>放課後子ども育成室</td></tr><tr><td>提供区域</td><td>36 区域（小学校区）</td></tr></table> ・・・略・・・ (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・・・略・・・ (13) 多様な主体の参入促進事業 ・・・略・・・	事業内容	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の専用教室や余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業	担 当	放課後子ども育成室	提供区域	36 区域（小学校区）
事業内容	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の専用教室や余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業												
担 当	放課後子ども育成課												
提供区域	36 区域（小学校区）												
事業内容	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の専用教室や余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業												
担 当	放課後子ども育成室												
提供区域	36 区域（小学校区）												